

5 東農発第 490 号
令和 6 年 2 月 20 日

区市町村農業委員長 様

一般社団法人
東京都農業会議
会長 青山 侑
(公印省略)

令和 6 年度農業委員会活動の積極的推進に関する決議の送付について

平素、本会の活動推進にあたりましては、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 2 月 15 日開催の第 65 回東京都農業委員会・農業者大会において「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」を決定し、来年度の農業委員会活動の方針と具体的な活動内容を定めたところでございます。

令和 6 年度は、市街化区域以外については、農業経営基盤強化促進法により規定された地域計画や目標地図の作成に着実に取り組み、あわせて、農地中間管理事業等の周知と活用を進めることが重要です。

都市農地については、生産緑地の追加指定を推進していくとともに、都市農地貸借円滑化法による貸借のマッチング活動を行い、さらに、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会が中心となり整備することで、都市農業・農地の利用促進につなげていくことが求められています。

また、農業者の意見を集約し、農業委員会法第 38 条に規定されている関係行政機関に対する意見提出を実施することや、農業者や地域住民に向けた情報活動に取り組むことについても決議したところです。

このような情勢のもと、令和 6 年度においては、別添のとおり重点活動を定め、統一活動とともに全農業委員会において積極的に取り組むこととしております。

つきましては、下記のとおり、標記決議を下記により送付いたしますので、令和 6 年度の農業委員会活動の推進につきまして、農業委員・農地利用最適化推進委員各位に積極的な取り組みをいただきますよう貴職の特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、昨年度まで本会通常総会にて決定しておりました「農業委員会活動推進要領」につきましては、大会にて具体的活動項目を定めたことなどから、同要領を総会で定めることはいたしませんので、申し添えます。

記

送付内容

農業委員会活動の積極的推進に関する決議および具体的活動項目・・・・・・・・・・ 1 部

※なお、本決議につきましては、Eメールにても送付しております。

担当：一般社団法人東京都農業会議 飯田

農業委員会活動の積極的推進に関する決議

～農地の有効活用の推進等に向けて～

東京都内の農業委員会は、毎年、統一活動および重点活動を定め、農地の利用促進や担い手の支援等を積極的に進めてきた。

こうしたなか、多様性を有する東京農業において、市街化区域以外については、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和6年度中に地域計画や目標地図を作成し、地域農業の将来像を描き、さらに、認定農業者や認定新規就農者の規模拡大や新規参入に資するため、農地制度の周知と農地中間管理事業等の活用が重要となっている。

特に、島しょ地域等においては、農地中間管理事業の仕組みによる所有者不明農地の貸借を併せて活用していくことが必要である。

都市農地においては、特定生産緑地に指定された農地等の有効活用を推進し、所有者による耕作が困難なときには、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借の活用を進め、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会で整備することが重要となっている。

農業の担い手については、認定農業者や認定新規就農者のみならず、都内全域で、意欲的な農業者に対し、区市町村独自の認証制度等を視野に支援をしていくことが必要である。

そして、農業委員会は、これらの農業委員会活動を通じ得られた農業者の意見や知見をもとに、関係行政機関への意見提出につなげることで、農業・農地施策の改善に積極的に貢献することが求められている。

このような情勢を受けて、令和6年度においては、重点活動を定め、統一活動とあわせ積極的に取り組むものとする。

記

I 重点活動

1. 農地の有効活用の推進

市街化区域以外については、農業経営基盤強化促進法により規定された地域計画や目標地図の作成に着実に取り組む。あわせて、農地中間管理事業等の周知と活用を進める。

都市農地については、生産緑地の追加指定を推進していくとともに、都市農地貸借円滑化法による貸借のマッチング活動を行う。さらに、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会が中心となり整備することで、都市農業・農地の利用促進につなげていく。

2. 農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出

農業委員会は、関係行政機関等に対し必要と認められたときは農地利用最適化推進施策の改善等について具体的意見を提出することが義務づけられ、意見を提出された関係行政機関等は施策の実施等にあたってはその意見を考慮しなくてはならないと農業委員会法第38条に規定されている。あらゆる機会を通じて、農業者の意見を集約し、関係行政機関に対し意見の提出等を行う。

3. 意欲的な担い手への支援の推進

認定農業者や認定新規就農者のみならず、都内全域で、区市町村独自の認証制度等の導入も含め、小規模ながらも意欲的な担い手への支援に取り組む。

4. 農業者や地域住民に向けた情報活動の推進

農業者に農地制度や情勢等を伝える説明会や座談会等を年1回以上開催する。

地域住民へは、啓発資料等を活用し、地域農業への理解を深め、地域農業のサポーターにつながる情報活動に取り組む。

II 統一活動

1. 農業委員会組織活動

- 1) 担い手の育成と農業経営支援活動
- 2) 農業と市民との架け橋活動

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員日常活動

- 1) 農地の肥培管理と利用促進
- 2) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの活用の推進
- 3) 農業者への支援活動
- 4) 地域農業の確立に向けた連携活動
- 5) 情報収集・情報発信活動の推進

令和6年2月15日

第65回東京都農業委員会・農業者大会

令和6年度の農業委員会において 積極的に推進する具体的活動

1. 重点活動

(1) 農地の有効活用の推進

市街化区域以外については、農業経営基盤強化促進法により規定された地域計画や目標地図の作成に取り組む。あわせて、農地中間管理事業等の周知と活用を進める。

都市農地については、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借のマッチング活動を行う。さらに、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会が中心となり整備することで、都市農業・農地の利用促進につなげていく。

1) 地域計画・目標地図の作成に取り組む（市街化区域以外）

農業経営基盤強化促進法により規定された地域計画や目標地図の作成を進める。

2) 農地のあっせん・利用促進活動に取り組む（市街化区域以外）

市街化区域以外については、農地利用状況調査等により把握した未活用農地等について、認定農業者や認定新規就農者をはじめとする担い手および新規就農希望者等に農地を積極的にあっせんし、農地中間管理事業による農地の有効活用をはかる。

3) 都市農地貸借円滑化法を活用した生産緑地の有効活用（市街化区域）

都市農地貸借円滑化法による生産緑地の有効活用をさらに進めるため、都市農地貸借意向調査等を活用し、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」の整備を農業委員会が中心となり進め、マッチング活動を推進することで、都市農地の利用促進につなげていく。

(2) 農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出

農業委員会は、関係行政機関等に対し必要と認められたときは農地利用最適化推進施策の改善等について具体的意見を提出することが義務づけられ、意見を提出された関係行政機関等は施策の実施等にあたってはその意見を考慮しなくてはならないと農業委員会法第38条に規定されている。その役割の重要性を鑑み、特に農地の有効活用施策等について検討を進め、あらゆる機会を通じ、農業者の意見を集約し、関係行政機関に対し意見の提出等を行う。

(3) 意欲的な担い手への支援の推進

認定農業者や認定新規就農者のみならず、都内全域で、区市町村独自の認証制度等の導入も含め、小規模ながらも意欲的な担い手への支援に取り組む。

(4) 農業者や地域住民に向けた情報活動の推進

農業者には農地制度等の情報提供を行うため、啓発資料による情報提供とともに、説明会や座談会等を年1回以上開催する。

地域住民には、地域農業への理解を深め、地域農業のサポーターにつながる情報提供活動を行う。

1) 農業者に、農地制度や農政の情勢、相続や経営継承などに関する正確な情報を伝えるため、説明会や座談会等を年1回以上開催する。

2) 農業委員会だよりを発行し、農地制度や地域農業等の情報を広く伝える。

3) 農地制度を的確に把握するため、全国農業新聞と全国農業図書の普及と活用を進める。

4) 広報やホームページ等を活用し、農地制度や地域農業等に関する情報を提供する。

2. 統一活動

(1) 農業委員会組織活動

農業経営支援ならびに農業と市民との架け橋・情報活動等が農地等の利用の最適化の推進につながることから、農業委員会組織で取り組む。

1) 農業経営支援活動

① 農業経営支援活動の実施

認定農業者をはじめとする農業経営者組織の活動を支援するとともに、農業経営先進事例研究会および簿記記帳講習会等を開催する。

② 家族経営の発展や継承に向けた支援の実施

家族経営協定の推進に取り組み、認定農業者の共同申請を進めるとともに、相続や経営継承などについて、農業経営・就農支援センターの機能を活用し、相談活動等に取り組む。

③ 農業者年金への加入推進に取り組む

農業者年金のメリットを広く周知し、各農業委員会で2人以上の加入に向け取り組む。

2) 農業と市民との架け橋活動

① 市民との交流活動を推進する

農業見学会（農ウォーク）やシンポジウムの開催、援農ボランティアの育成などを通じ、市民が地域農業のサポーターにつながるよう交流を図る。

② 教育・福祉との連携を強化する

教育委員会との意見交換、食農教育への協力、体験学習および職場体験の受け入れなどに取り組む。

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員日常活動

農業委員および農地利用最適化推進委員一人ひとりの取り組みが組織の原動力となることから、日常活動において地域を見回り行動し記録する活動に取り組み、地域の農地等の最適化を推進する。

1) 農地の肥培管理と利用促進

農業委員および農地利用最適化推進委員が日常活動として地域の農地パトロールを行い、農地の状況を的確に把握し地域の農地の保全と利活用を進める活動に取り組む。

2) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの活用の推進

活動記録の徹底をはかり、毎月の総会で、情報交換等を行う。

3) 農業者への支援活動

認定農業者および認定新規就農者等を支援するとともに、家族経営協定の締結や農業者年金の加入推進などに取り組む。

4) 地域農業の確立に向けた連携活動

市民との交流活動、体験学習、職場体験の受け入れなどに取り組む。

5) 情報収集・情報発信活動の推進

各地区において関係資料を活用した情報の発信および意見の収集・把握に取り組み、農地制度等の周知をはかる。

さらに、全国農業新聞の普及と全国農業図書の活用をはかる。